

## 第2節 施策の展開

### 1 健康づくり・介護予防の推進

#### (1) 健康づくりの推進

高齢者の多くは生活習慣病などの慢性疾患を抱えて生活しています。このことは、将来的にも寝たきりや認知症をひき起こす病気が隠れており、早期に介入することが介護予防にもつながります。

市民一人ひとりが生涯を通じた健康づくりや疾病及び介護予防に取り組めるよう、若年層に対しても介護予防への動機づけをおこなっていきます。

#### 取り組みの方向性

##### ① 栄養・食生活・食育推進（担当課：保健福祉課、学校教育課、農林課）

若年者の朝食の欠食をなくし、将来に向けた規則正しい生活習慣の確立を目指します。また、糖分・塩分・脂肪分を控え、生涯を通しておいしく食べられるよう、食への関心を高めます。

「健康たるみず 21」に基づき各種団体の連携及び地域資源の活用を推進していきます。

図表：バランスの取れた食生活をこころがける人の割合の実績及び目標

	区 分	平成 21 年(実績)	平成 26 年(目標)
バランスの取れた食生活をこころがける人を増やす	男 性	36.9%	80.0%
	女 性	57.6%	80.0%

##### ② 運動・身体活動の推進（担当課：保健福祉課、社会教育課）

運動は生活習慣病予防や健康づくりの一翼を担っていますが、若い働き盛りの世代ほど、運動をする機会が少ない状況にあります。

そこで、健康教室など各種教室の開催や関係機関と連携し、生涯を通じてスポーツに親しむ環境づくりを推進します。

図表：運動を習慣づけている人の割合の実績及び目標

	区 分	平成 21 年(実績)	平成 26 年(目標)
運動を習慣づけている人を増やす	男 性	26.4%	35.0%
	女 性	20.5%	30.0%

### ③ 歯の健康（担当課：保健福祉課）

歯の健康は全身の健康に関わる重要な役割を果たしており、乳幼児期から高齢期にかけて各ライフステージにおける取り組みが重要になっています。高齢期においしく、楽しく、安全な食生活が営めるよう乳幼児歯科検診や歯周疾患検診などの場を活用し、正しい情報の提供と効果的な口腔ケアの指導を行っていきます。

図表：ふだんから歯や歯茎の健康に気を使っている人の割合の実績及び目標

	区 分	平成 21 年(実績)	平成 26 年(目標)
ふだんから歯や歯茎の健康に気を使っている人の割合を増やす	若年者(60～64歳)	29.7%	50.0%
	一般高齢者(65歳以上)	31.3%	50.0%

### ④ たばこ、アルコール、休養、こころの健康

（担当課：保健福祉課、総務課、市民相談サービス課、他）

「こころの健康づくり」については、自分自身のこころの健康管理や周りの方の気づき・声かけなど知識の普及啓発が重要です。併せてたばこ等の害についても関係機関を通じて啓発していきます。

図表：睡眠で休養が十分取れている人の割合の実績及び目標

	平成 21 年(実績)	平成 26 年(目標)
睡眠で休養が十分取れている人の割合を増やす	78.2%	90.0%

### ⑤ がん・生活習慣病予防（担当課：保健福祉課、市民課）

がんの早期発見・早期治療を目的に、がん検診の広報・普及啓発活動や、受診しやすい環境づくりのために各地区でがん検診を行っていきます。

図表：各種がん検診受診率の実績及び目標

	平成 21 年(実績)	平成 22 年(実績)	平成 26 年(目標)
胃がん検診受診率	9.8%	7.2%	20.0%
肺がん検診受診率	14.7%	14.7%	20.0%
大腸がん検診受診率	13.7%	11.9%	20.0%
子宮がん検診受診率	13.6%	13.3%	20.0%
乳がん検診受診率	--	13.6%	20.0%

生活習慣病の糖尿病、循環器疾患、腎疾患等の予防について広く市民に普及します。

また、特定健康診査と特定保健指導を受診し、生活習慣病の予防に努めることにより、生活習慣病の内臓脂肪症候群の該当者・予備群を減らします。

図表：特定健康診査等の実績及び目標（国保）

		平成20年度 (実績)	平成21年度 (実績)	平成22年度 (実績)	平成23年度 (見込)	平成24年度 (目標)
特定健康診査の 受診率	目標値	30.0%	40.0%	50.0%	60.0%	65.0%
	実績値	36.6%	39.3%	40.4%	--	--
特定保健指導の 実施率	目標値	45.0%	45.0%	45.0%	45.0%	45.0%
	実績値	17.4%	18.4%	15.7%	--	--
内臓脂肪症候群 の該当者・予備群 の減少率	目標値	--	--	--	--	10.0%

※ 本事業は平成24年度を最終年度とします。

## ⑥ 地域資源を活用した地域活動の推進（担当課：保健福祉課）

健康づくりは市民の交流によって励ましあいながら楽しく活動することで、継続できます。

健康づくりの支援者育成や多くの自主グループ、民間団体、健康づくりに関連する公民館活動、地域活動など活用し、相互交流しながら展開します。

図表：活動団体数の実績及び目標

区 分	平成21年(実績)	平成26年(目標)
地域資源を活用した地域活動団体数	2 団体	17 団体



(貯筋運動)

## (2) 介護予防（地域支援事業）の展開

すべての市民が生活の質を高め、健やかな高齢期を迎えられるよう健康的な生活習慣の定着に向けて関係機関と連携しながら、各々の世代や特性に応じた支援を行い、介護予防事業の内容を広く住民に周知することにより参加勧奨を促し、対象者の減少を図ります。

また、高齢者や地域においても自主的に介護予防に向けた取り組みができるように介護保険サービスの周知はもとより、介護保険外の事業や地域におけるボランティア活動等の介護予防活動を推進していきます。

図表：介護予防事業対象者数の見込み

	実績値		見込値			
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
高齢者人口	6,176人	6,056人	6,009人	6,020人	6,062人	6,114人
基本チェックリスト実施者数	1,217人	1,082人	1,697人	1,745人	1,790人	1,835人
二次予防対象者決定者数	252人	223人	565人	570人	595人	610人
事業参加者数	59人	78人	75人	80人	85人	90人
改善者数	11人	19人	15人	20人	25人	30人
高齢者人口に対する割合						
基本チェックリスト実施率	19.7%	17.9%	28.2%	29.0%	29.5%	30.0%
二次予防対象者決定率	4.1%	3.7%	9.4%	9.5%	9.8%	10.0%
事業参加率	1.0%	1.3%	1.2%	1.3%	1.4%	1.5%
改善者率	0.2%	0.3%	0.2%	0.3%	0.4%	0.5%

### 取り組みの方向性

#### ① 二次予防対象者把握事業の実施（担当課：保健福祉課）

65歳以上の方（既に要支援・要介護認定を受けている方は除く）に対し、「基本チェックリスト（日常生活の状況に関する25項目からなるアンケート）」等を実施し、要支援・要介護状態となるおそれのある者を早期に把握し、必要な介護予防サービスに参加できるよう支援します。

#### ② 介護予防二次予防対象者施策（担当課：保健福祉課）

##### ア 運動器の機能向上プログラムの実施

運動器の機能低下（身体の不活動によって起こる日常生活能力の低下）のおそれがある方を対象に、筋力や柔軟性、バランス能力などの維持・改善を目的とした「運動器の機能向上プログラム」を提供することにより、生活能力の維持や改善を図り、運動習慣の普及に努めます。

## イ 栄養改善プログラムの実施

低栄養状態のおそれのある方を対象に、「食ること」の意義や楽しさを知り、食生活の改善に取り組めることを目的とした「栄養改善プログラム」を提供することにより、年齢に応じた適切な量と質が確保された食事が摂れるなど、本人及び家族が無理なく楽しく食生活の改善に取り組めるよう支援しながら、「食」への意欲を高めます。

## ウ 口腔機能改善プログラムの実施

口腔機能の低下のおそれがある方を対象に、「一生、美味しく、楽しく、安全に食すること」の基、口腔清掃の自立や摂食・えん下機能の維持・向上などを目指して「口腔機能向上プログラム」を提供することで、セルフケアの確立と個々人が目指すよりよい生活の実現を支援します。

## エ 閉じこもり、うつ、認知症予防プログラムの実施

本人や家族、また、主治医や民生委員などから相談があり、基本チェックリスト等で状況を把握したあと、閉じこもりやうつ、認知症のおそれがあると認められた方を対象に、保健師等が訪問し、本人と話し合いながら必要と思われるサービスを提供することで、各状態の改善に向けて支援します。

## オ 訪問型介護予防事業

二次予防事業の対象者で、閉じこもり、認知症やうつ等の恐れがある等、心身の状況等により、通所型サービスの利用が困難である方を対象に、保健師等が訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握したうえで、必要とされる相談・指導を行い、各介護予防事業プログラムや地域における自発的な活動等への参加を促し、支援していきます。



### ③ 介護予防一次予防対象者施策（担当課：保健福祉課）

要支援・要介護状態になる可能性が高い高齢者に限らず、すべての高齢者を対象に、地域において自主的な介護予防に資する活動が広く実施され、高齢者が積極的にこれらの活動に参加し、介護予防に向けた取り組みを実施する地域社会の構築を目的として、介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における自主的な介護予防に資する活動の育成・支援を実施します。

#### ア 介護予防普及啓発事業

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、パンフレットの作成・配布、各利用者の介護予防事業の実施の記録等を記載する介護予防手帳の配布等を行う事業です。

#### イ 地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等の人材養成のための研修や介護予防に資する地域活動組織の育成・支援、また、社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動を実施します。

#### ウ 一次予防事業評価事業

本事業は、原則、年度ごとにプロセスを中心に事業評価を実施する事業です。本市では、以下のような指標を用いて前述の事業を展開し、年度ごとに事業評価を実施していきます。

図表：一次予防事業の実績と見込み

	実績値								
	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	回数	実人数	延べ人数	回数	実人数	延べ人数	回数	実人数	延べ人数
介護予防普及啓発事業	172回		3,391人	159回		2,667人	150回		2,560人
講演会等の開催	3回		206人	2回		226人	3回		200人
相談会等の開催	159回		3,035人	140回		1,880人	150回		1,800人
介護予防教室等の開催	10回		150人	17回		561人	15回		560人
地域介護予防活動支援事業	24回		274人	40回		411人	39回		400人
介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修	17回		274人	15回		287人	15回		280人
介護予防に資する地域活動の育成及び支援	7回			21回			20回		
社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施				4回		124人	4回		120人
	目標値								
	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	回数	実人数	延べ人数	回数	実人数	延べ人数	回数	実人数	延べ人数
介護予防普及啓発事業	150回		2,560人	150回		2,560人	150回		2,560人
講演会等の開催	3回		200人	3回		200人	3回		200人
相談会等の開催	150回		1,800人	150回		1,800人	150回		1,800人
介護予防教室等の開催	15回		560人	15回		560人	15回		560人
地域介護予防活動支援事業	39回		400人	39回		400人	39回		400人
介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修	15回		280人	15回		280人	15回		280人
介護予防に資する地域活動の育成及び支援	20回			20回			20回		
社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施	4回		120人	4回		120人	4回		120人

## 2 生きがいを持ち、社会参加できる支援

### (1) 地域での社会活動の充実

老人クラブについては、財政的な支援を続けると同時に、リーダーの育成や魅力あるクラブ活動への見直し、クラブ活動に関する広報など、各種の支援を行うことにより、多くの高齢者の参加が得られるような取り組みを進めていきます。

また、いきいき元気会・いきいきサロンについては、その活動を広く周知することにより、住民同士の交流の場を拡大し、地域コミュニティを活性化させるための環境づくりに取り組んでいきます。

#### 取り組みの方向性

#### ① 垂水市社会福祉大会の充実（担当課等：保健福祉課・垂水市社会福祉協議会）

社会福祉大会については、健康づくりに対する意識高揚や、福祉のまちづくり、ボランティア運動推進の情報発信および住民参加の場としての充実を図ります。

#### ② 郷土芸能保存運営補助（担当課：社会教育課）

本市では、郷土に古くからある郷土芸能を出来るだけ長く後世に伝承していくため、市内の各郷土芸能保存団体に対し、運営・活動の経費を補助金として毎年輪番により交付していますが、高齢化及び少子化で消滅していく団体も見受けられるので早急な後継者育成も実施してまいります。

#### ③ 在宅一人暮らし老人の集い事業の実施（担当課等：垂水市社会福祉協議会）

在宅高齢者の自立支援と社会参加の促進を図るため、各地区社会福祉協議会（公民館）の協力を得て「集い」を開催し、ニュースポーツや健康教室、消費生活相談、講話や地域の小学生等との交流などを行います。今後とも内容の充実を図ります。

#### ④ 老人クラブ活動助成事業（担当課：保健福祉課）

高齢者が楽しく・明るい生活を通じて、社会福祉の発展に寄与することを目的としています。社会奉仕活動、スポーツ振興、レクリエーション活動等を行っている単位老人クラブ及び老人クラブ連合会に助成を行っていますが、さらに、加入促進を図ると共に、社会奉仕活動・健康づくり介護予防活動への積極的な参加や地域における異年齢との交流などのいきいきとした活動を推進してまいります。

**⑤ ボランティア活動育成（担当課等：垂水市社会福祉協議会）**

市内・地区内・施設等で、高齢者の交流や高齢者宅の除草・灰除去・障子貼り等の美化活動、河川での草木の刈り取りや海・公園の清掃作業、施設での理髪奉仕活動等に取り組んでいます。また、福祉施設や、学校など広範囲に活動を展開していますが、今後は、研修・広報などを通じて参加者の拡充を図り、在宅福祉への支援に係るボランティアの育成と定期的に活動できるボランティアの発掘を進めます。併せて有償ボランティア等による支援についても、今後研究を進めていきます。

**⑥ ごみ減量化への補助（担当課：生活環境課）**

廃品の回収活動等を実施した住民団体等に対し、市が予算の範囲内において、補助金を交付し、ごみの減量化及び資源の再利用を図っています。

高齢者団体等についても広報を積極的に行い、参加を促進していきます。また、清掃などのボランティア活動についても、高齢化が進む中で、行政の支援強化を検討していきます。

**⑦ 老人憩いの家の運営（担当課等：保健福祉課・垂水市社会福祉協議会）**

高齢者の憩いや交流の場として老人福祉の向上を図ることを目的に、老人憩いの家を設置しており、健康教室、いきいきサロン、子育てサロンの実施など世代間の交流が図られるよう利用促進に努めます。

**⑧ いきいき元気会・いきいきサロンの実施**

**（担当課等：保健福祉課・垂水市社会福祉協議会）**

介護予防を目的に身近な場所（自宅や公民館等）で自主的に集り、交流することでご近所同士のネットワークづくりを再生します。

今後は、地域包括ケア体制の受け皿として、また介護予防サービスの拠点として位置づけ、自主活動として展開できるようリーダー育成をしながら事業内容の充実を図ります。



（いきいき元気会・いきいきサロン活動）



## (2) シニア学習活動の推進

高齢者の多様な社会参加、生きがいづくりの場として、趣味・教養・学習活動の場の充実に取り組みます。

その際、高齢者のみならず、世代間交流の促進や参加者間の親睦や地域格差をなくし、自主性を尊重した事業の企画・実施を支援していきます。

### 取り組みの方向性

#### ① 高齢者教育の推進（担当課：社会教育課）

多様化・高度化する学習ニーズに対応し、高齢者が主体的に学ぶことができる環境を充実させるために、生涯学習市民講座や各地区公民館の高齢者大学・高齢者学級・自主講座の充実に図ります。

#### ② 高齢者リーダー学級の実施（担当課：社会教育課）

各校区の高齢者学級のリーダーを養成することを目的に、各地区の代表に対し、リーダーとしての資質の向上や知識の習得を行い、ここで得たノウハウを地元高齢者学級に生かしています。また、参加者（リーダー）同士の親睦を深め、各校区の情報交換の場にもなっており、生きがいづくりにもつながっています。

今後は、さらに高齢者のニーズを把握し、活動内容を発表する等、対象者に対する広報を充実させ参加者の拡充を図ります。

また、たるみず学校応援団の強力なボランティアメンバーとして、活動してもらおうとともに、各地域に応援団を広めてもらいます。

#### ③ 「健やかスポーツ 100 日運動」の積極的な展開（担当課：社会教育課）

ニュースポーツの普及促進と校区単位のグラウンドゴルフ同好会の活動は、元気な高齢者の集まりとなって広がりを見せています。

高齢者が、主体的・継続的に、年間 100 日スポーツ・レクリエーション活動に親しむ機運を高め、健康づくりや体力維持、仲間づくりを行っていきます。

#### ④ 総合型地域スポーツクラブの育成・定着（担当課：社会教育課）

子どもから高齢者まで地域住民の誰もが参加でき、地域住民が主体的に運営する「総合型地域スポーツクラブ」の育成に取り組みます。拠点となる学校体育施設などの身近で利用しやすく親しみやすい施設整備を図り、高齢者の関心に対応してスポーツ活動のみならず健康に関するイベントやレクリエーション・文化活動の定着を目指します。

### (3) 高齢者の就労支援

高齢者が積極的に社会に参加し、高齢社会を活力あるものにするためには、高齢者自身の意欲や能力に応じて働くことができる機会を提供していく必要があります。

地域雇用創造推進事業などでは地域の雇用推進を図るために、本市の様々な特産品や特性に合わせたコミュニティビジネスの展開や就労意欲のある高齢者については様々な支援活動を行っています。

#### 取り組みの方向性

##### シルバー人材センターへの支援（担当課：保健福祉課）

普及啓発事業により会員数も年々増加し、就業開拓事業においても、契約件数、契約金額及び就業率も増えてきており、高齢者の社会参加に寄与しています。また、高齢者の健康増進も図られていると考えられます。



(柘原地区高齢者大学)

### 3 自立した生活を支える

#### (1) 生活支援の充実

要介護認定者や自立した生活に不安をもつひとり暮らし高齢者などの生活を支援するため、介護保険給付対象外の在宅福祉サービス等を提供します。

サービスの提供にあたっては、高齢者の生活における様々なニーズに柔軟に対応することを目指すとともに、身近なところでの支援という観点から、地域における様々な人材・機関が連携して取り組むことができるような支援を行っていきます。さらに、企画課等と連絡調整を図りながら、交通手段の確保にも取り組んでいきます。

#### 取り組みの方向性

##### ① 生活支援型ホームヘルプサービス（担当課：保健福祉課）

対象者宅に人材を派遣して、買物等の軽易な生活援助サービスを提供し、要支援・要介護状態になることの予防を図る事業です。

今後は、委託料及びサービスメニューについて検討しながら、サービスの利用・普及を図ります。

##### ② 高齢者はり・きゅう施術料助成（担当課：保健福祉課）

市内在住の65歳以上の者に対し、はり、きゅう施術料の一部助成を行うことにより、高齢者の健康と保健の向上に寄与し、老人福祉の増進を図る事業です。当事業は、高齢者の健康増進に寄与しているため、継続して実施してまいります。

##### ③ 地域自立生活支援事業<地域支援事業>（担当課：保健福祉課）

在宅の一人暮らし高齢者や夫婦暮らしの虚弱高齢者等、又は心身障害者であり、家庭で日常生活を営むのに支障のある者に対し食事支援を行い、自立した食生活への改善や低栄養の予防と、孤独感の解消を図り、併せて安否の確認を行います。

今後は、対象者の選定や予算の見直しを行いながら、事業を実施してまいります。

図表：地域自立生活支援事業の実績と見込み（地域支援事業分）

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
支援件数	64,001食	69,821食	73,392食	74,000食	74,000食	74,000食

④ 生活指導型ショートステイ（担当課：保健福祉課）

介護保険ではほぼ自立とみなされるような虚弱な一人暮らし高齢者が、一時的に日常生活を営むことができなくなったときに在宅生活の安定を図るため、介護老人福祉施設等の空きベッドに一時的に入所できるようにします。今後は、施設の収容人員の都合上、利用できないケースがあることから、空き部屋の確保について検討し、事業の利用・普及を図ります。

⑤ 高齢者等の交通手段の確保（担当課：企画課・保健福祉課）

バス路線がなく、公共交通機関の利用が難しい中山間地域における高齢者等の交通手段の確保のために、市木、大野及び水之上地区で事前予約型乗合タクシーを導入し、交通空白地域や交通不便地域の解消を図っています。市内には他にも交通空白地域が存在することから、その対応策を早急に検討していく必要があります。

また、公共交通機関によっては要介護者、身体障害者等に対する十分な輸送サービスの確保が困難であると認められた場合に、NPO法人等がドア・ツー・ドアの個別輸送サービスを行っています。

⑥ 福祉機器（車いす）の貸し出し事業（担当課等：垂水市社会福祉協議会）

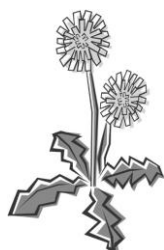
在宅での移動に不自由な方のために、車いすの貸し出し事業を行っています。

⑦ 福祉用具・住宅改修支援事業（担当課：保健福祉課）

居宅介護支援及び介護予防支援の提供を受けていない者に対して行った、住宅改修費の支給の申請に係る理由書の作成業務に関し、作成手数料を支払います。

図表：福祉用具・住宅改修支援事業の実績と見込み（地域支援事業分）

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
支援件数		9人	6人	10人	10人	10人



## (2) 認知症高齢者対策の充実

「尊厳を持って最期まで自分らしくありたい。」これは誰もが望むことですが、この願いをはばみ、深刻な問題になっているのが「認知症」です。いまや老後の最大の不安となり、最重要課題のひとつです。また、最近では認知症高齢者本人の尊厳や権利が不当に侵害されることが増えてきています。

保健・医療・福祉、地域、関係機関との連携により、認知症を予防し、早期の段階から状況に応じて必要となるサービスを提供していく仕組みが構築されることが今後望まれます。

### 取り組みの方向性

#### ① 認知症高齢者対策の推進（担当課：保健福祉課）

認知症になっても安心して住み慣れた地域で暮らせるまちづくりのためのパンフレット等による広報、また地域で認知症を理解するための普及・啓発を行います。さらに、介護の負担を抱え込まないための相談・支援の取り組み及び地域での見守りを行い、高齢者と家族を支える支援体制づくりの確立を目指します。

#### ② 徘徊高齢者位置探索システム端末機貸与（担当課：保健福祉課）

認知症高齢者の家族に対し、徘徊した場合にその居場所を発見できる端末機を貸与することにより、早期発見と安全確保を図ることを目的としています。今後は、事業の趣旨や利用方法について、住民が集う場及び広報誌などを活用し、利用促進に努めていきます。

#### ③ 認知症サポーターの育成（担当課：保健福祉課）

認知症に関する知識や体験等を地域、職域、学校などに伝えることの出来るキャラバン・メイトの育成及び認知症を理解し、認知症の人や家族を温かく見守り支援するサポーターの養成を行います。

#### ④ 福祉サービス利用支援事業（担当課等：垂水市社会福祉協議会）

高齢者や障害者で自らの判断能力に不安のある方で、福祉サービス利用の手続きや日常生活の金銭の支払い等にお困りの方を対象として様々なサービスの利用に関する情報の提供、申込み等を支援します。

### (3) 家族介護支援の充実

高齢者を取り巻く社会環境や生活様式の変化は、介護に対する考え方や価値観についても多様化してきています。

特に在宅で介護を行っている家族の中には介護者が高齢であったり、女性への介護負担が多くみられたりしています。平成 22 年度に実施した高齢者実態調査では、在宅要介護（要支援）者調査で介護者の性別を「女性」とした回答が全体の 6 割以上を占め、介護者の年齢は「65 歳以上」が約 4 割を占めています。

このような中、在宅での介護を希望する方のためには、介護者の心身両面における負担軽減を図るしくみづくりや地域包括ケア体制の充実を図る必要があります。

#### 取り組みの方向性

#### ① 在宅寝たきり高齢者等紙おむつ給付（担当課：保健福祉課）

在宅寝たきり高齢者等の対象者に対して、紙おむつの現物支給を行っています。今後も、引き続き介護家族の負担を軽減するため給付するとともに、介護者家族に対するおむつの使用方法等の相談・教室を開催していきます。

#### ② 在宅介護手当の支給＜地域支援事業＞（担当課：保健福祉課）

在宅寝たきり高齢者等の介護家族に対し、介護者の労をねぎらうことで慰労金を支給しています。在宅寝たきり高齢者等の福祉の増進並びに親族の扶養意識を高めることを目的とし、家族介護慰労金支給事業を活用します。

図表：家族介護慰労金支給事業の実績と見込み（地域支援事業分）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実人員	69 人	85 人	85 人	90 人	90 人	90 人

#### ③ 介護家族への訪問指導の実施＜地域支援事業＞（担当課：保健福祉課）

介護に対する不安や負担に対する家族への相談・援助及び必要な機関の情報提供、介護者の健康に対する助言、介護方法などの指導を実施します。また、必要に応じ専門機関の紹介及びサービスへの連絡調整を行います。

#### ④ 家庭介護教室（担当課等：社会福祉協議会）

在宅で介護されている介護者の方の、介護知識や技術・救急法等の習得や精神的なサポートを支援していきます。

#### ⑤ 家族介護継続支援事業<地域支援事業>（地域支援事業分）

家族の身体的・精神的負担の軽減を目的に介護家族の方に対し、看護師等が訪問し、ヘルスチェックや健康相談の実施による疾病予防、病気の早期発見のための助言、指導を行います。

図表：家族介護継続支援事業の実績と見込み（地域支援事業分）

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
訪問実人員	62人	61人	61人	60人	60人	60人

#### (4) 地域包括支援センターの機能充実

地域包括支援センターをこれからも地域包括ケアの中核機関として位置づけ、さらにその役割や機能を発揮するために、ア 総合相談支援、イ 権利擁護、ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援、エ 介護予防ケアマネジメントを充実していきます。

また、地域包括ケアを実現するために、地域の利用者、サービス事業者、関係団体、民生委員、インフォーマルサービス事業者及び一般住民との関係性を深めていけるよう、ネットワークの構築にも努めます。

##### 取り組みの方向性

#### ① 地域包括支援センター運営協議会の積極的活用の促進（担当課：保健福祉課）

地域包括支援センターの公正・中立性を確保しつつ、円滑かつ適正な運営を図ります。

#### ② 地域包括支援センターの業務（担当課：保健福祉課）

##### ア 総合相談支援

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス等の機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。

##### イ 高齢者の権利擁護

地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から高齢者の権利擁護のため必要な支援を行います。

## ウ 包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種間の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて包括的・継続的に支援していく包括的・継続的マネジメントが重要であり、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行います。

## エ 介護予防ケアマネジメント

二次予防対象者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行います。

図表：相談件数の実績と見込み

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
介護保険その他の保健福祉サービスに関すること	243件	282件	274件	280件	280件	280件
権利擁護（成年後見制度等）に関すること	107件	28件	15件	30件	30件	30件
高齢者虐待に関すること	1件	22件	23件	25件	25件	25件

図表：成年後見制度利用支援事業の実績と見込み（地域支援事業分）

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
支援件数	0人	0人	1人	1人	1人	1人





## 4 安全で安心して暮らすために地域で支え合うまちづくり

### (1) 安心・安全の確保

高齢者が住み慣れた地域や家庭で、安心・安全に暮らせるよう、高齢者を取り巻く社会環境の整備に取り組みます。地域住民・振興会・民生委員・消防・警察等、関係機関と連携しながら、高齢者等の見守り体制を確立するとともに、高齢者自ら災害や犯罪等に対する備えや心構えができるよう意識の高揚を目指します。

#### 取り組みの方向性

#### ① 交通安全対策の実施（担当課：市民相談サービス課）

県をはじめとする関係機関の協力を得て、学校・事業所・集落等における交通安全教室等の開催に努めていますが、閉じこもりがちな高齢者に対する交通安全への取り組み、高齢者ドライバーに対する交通安全教育も含めて、運転手と歩行者双方への交通安全教育の徹底を図ります。

#### ② 高齢者の防犯・防災（担当課：市民相談サービス課・総務課）

防犯については、鹿屋・垂水地区防犯協会及び垂水市防犯協会に補助を行っており、広報及び防犯活動に取り組んでいます。また、防犯灯の設置に対する補助を行っていきます。今後も、各防犯協会への補助は継続的に行うとともに、活動の充実を図っていきます。

また、防災については、土砂災害等に際し、避難誘導などの災害応急対策が迅速に行われるよう、防災体制の確立と住民の防災意識の高揚を図ることを目的とし、総合防災訓練を実施しています。訓練については、会場の地域特性に合わせた創意工夫を加えていき、さらに、市内の自主防災組織での防災訓練実施にも取り組んでいきます。

#### ③ 災害時における援護を要する高齢者への対策（担当課：総務課・保健福祉課）

垂水市地域防災計画に基づく垂水市災害時要援護者「避難支援」プランについては、平成18年9月に作成しています。また、要援護者台帳については、災害時に援護を要する高齢者等の対象者把握を行い、電算でのシステム化の整備を進めています。

現在、防災担当部署及び関係機関との連携を進めており、災害時に災害時要援護者が安心、安全に避難できる環境を確保するために、市内の一部社会福祉施設を福祉避難所として利用できるようにする協定を締結しています。

今後、災害時に援護を要する高齢者への個々の課題に対するよりよい対処方法について検討し、個人情報保護を踏まえた要援護者台帳の整備を進めます。また、要援護者台帳の有効な活用方法のための組織づくりに向けて、災害担当部署及び関係機関等との連携を強化していきます。

**④ 高齢者の消費者対策（担当課：市民相談サービス課）**

生涯学習出前講座において、振り込め詐欺やリフォーム工事などの悪徳商法から消費者を守るため、講話・寸劇等を実施し犯罪の未然防止に取り組んでいます。今後も、生涯学習出前講座を通じて、情報提供や講話等を継続し、自立した高齢者がより増加するように取り組んでいきます。

**⑤ 緊急通報体制整備事業（担当課：保健福祉課）**

緊急通報装置を貸与し急病や災害等の緊急時に迅速且つ適切な対応を図り、その福祉の増進を図ることを目的とした事業です。今後も利用しやすい形で提供できるよう事業を実施します。

**⑥ 限界集落への対策（担当課：市民相談サービス課）**

限界集落を解消するためには、振興会の統廃合は避けられない状況となっていますが、隣接振興会の統合により組織の機能を維持できる地域が多々あると思われます。

振興会の統廃合に向け、振興会の代表で構成された振興会連絡協議会の中から合併検討委員を選出し、合併に向けての特例措置や、具体的な条件整備を図り、限界集落の再生に向けて取り組んでいきます。

**⑦ 高齢者等くらし安心ネットワークの充実**

**（担当課等：保健福祉課・垂水市社会福祉協議会）**

在宅福祉アドバイザーを中心に、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者・障害者など援護を必要とする人々（要援護者）に対し、声かけや安否確認などの見守り活動を行っています。

市・地域包括支援センター・社会福祉協議会が中心となり、地域の関係機関の協力を得ながら災害時の要援護者の登録台帳整備や地図を作成し、見守り活動のみならず災害時の避難支援等及び緊急時に対応できるよう体制整備をすすめていきます。



（地域ケアシンポジウム）

## (2) 住宅・都市基盤の整備

災害への不安や住宅のバリアフリー化、過疎地に住む高齢者独居者の問題などこれからは生活の基盤である「住まい」についての住民のニーズが増えてくることが予想されます。

今後は「住まい」についての情報提供を行いながら相談にも応じていきます。また、第4次総合計画の中で出された都市基盤の整備についても関係課と協議を重ね、高齢者や障害者にとって住みやすい環境づくりを行っていきます。

### 取り組みの方向性

#### 公営住宅（市営住宅）の整備（担当課：土木課）

本市では、公営住宅において、高齢者・障害者を入居対象として公募を行っています。

既設の公営住宅は、トイレ・浴室等に手すりがなく、部屋間の段差もある住宅が多く、高齢者等には利用しづらい状態にあります。

今後、新たな公営住宅を建設する際は、バリアフリーを基本とした設計を検討します。

## (3) 権利擁護

判断能力のない又は不十分な方の権利を守り、安心して日常生活を送ることができるように支援するため権利擁護に関する制度やサービスを展開しています。問題の早期発見と早期対応を図るとともに、関係機関・団体との情報の共有化・連携が重要となります。

権利擁護に関する制度やサービスの周知と積極的な活用を図るために、市民への情報提供や、講演会等による啓発活動の充実に努めます。

### 取り組みの方向性

#### ① 成年後見人制度の啓発・普及（担当課：保健福祉課）

地域包括支援センターにおいて、権利擁護に関する制度の紹介・相談の実施並びに市長申し立てによる対応を行い、さらに市報及びパンフレット等を活用し制度の啓発・普及に努めます。

#### ② 高齢者虐待防止の推進（担当課：保健福祉課）

地域ケア会議（保健・医療・福祉関係者をケースに応じて招集して会議を開催）において、高齢者の虐待防止に努めています。

現在、各種健康教室・会議等で広報・周知を図っており、民生委員及び高齢者大学、いきいき元気会等の研修を通じて、高齢者の虐待防止に関する教育を行っています。

虐待発生時の対応として、関係機関（病院・施設・ケアマネジャー・警察など）と地域ケア会議を開催し、対応していますが、虐待の決定について、法的な関与が必要とされることもあることから、弁護士等専門家を活用していきます。

### ③ 人権同和教育研修会の実施（担当課：社会教育課）

人権同和教育研修会への参加拡大を図るとともに、高齢者や障害者等を対象とした内容の教材を確保し健常者に対する人権同和教育だけではなく、権利の主張を十分出来ない人や、権利侵害を受けやすい立場の人たちための取り組みを充実します。

視聴覚教材の貸出事業：各地区公民館高齢者学級や高齢者リーダー学級並びに福祉施設への、人権同和教育に関するビデオ等の貸出を行っています。

## （4）市民に対する福祉意識の啓発と福祉活動への支援

高齢者自身も社会の一員としてその役割を果たす必要があります。市民総ぐるみでの福祉教育を充実していきます。

また、男女共同参画社会において、介護は女性だけのものでなく、市民誰しも意識を持ち助け合っていくことが求められます。

### 取り組みの方向性

#### ① 世代間交流と福祉教育の推進（担当課：保健福祉課）

現在、老人憩いの家において、健康教室やいきいきサロンの開催、子育てサロンの実施など、子どもから高齢者までの世代間の交流が図られるよう利用促進に努めていますが、福祉教育については、福祉と教育が連携・協働してはじめて可能となる取り組みとなります。

各関係機関が連携し、学童・生徒が家族・地域社会全体の福祉に理解と関心がもてるよう、ボランティア活動等の具体的な取り組みを検討していきます。

#### ② 地域敬老会開催の支援（担当課等：垂水市社会福祉協議会）

長寿を祝福し、高齢者の福祉の増進を図ることを目的に、各地域で敬老会が開催されています。敬老行事へ助成等の支援を行い、高齢者をはじめ地域住民の社会参加の促進を図るとともに、地域で支え合う福祉のまちづくりに努めていきます。

③ 敬老祝商品券等の贈呈（担当課等：垂水市社会福祉協議会）

長年社会の発展に寄与してきた高齢者に対し、敬老祝商品券等を贈呈することにより、長寿を祝福し、高齢者の福祉の増進を図るとともに、広く市民の高齢者福祉に対する理解と関心を高めることに努めていきます。

④ ボランティア・市民活動への支援（担当課：保健福祉課）

ボランティア活動の推進については、マンパワーの確保など不足している点が多く、今後、研修・広報等を通じて促進していかなければなりません。特に、在宅活動におけるボランティア、傾聴ボランティア等の育成と、定期的に活動できるボランティアの発掘について検討し、有償ボランティアや地域支援サービスの研究を進めていきます。

⑤ 男女共同参画推進（担当課：企画課）

高齢者や障害のある方が、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう社会参画の機会や、地域で支え合う仕組みづくりが必要です。

介護を取り巻く問題、特に介護者は、現実に女性に負担が偏りがちであり、介護の問題を解決することは女性の問題を解決することにもなります。

多様なニーズに対応できる介護支援体制を推進するとともに、男女が介護と家庭や仕事の両立を実現できる環境整備を促進していきます。



（傾聴ボランティア講座）

## 5 介護保険サービスの充実

### (1) 適正な介護サービスの提供

介護保険制度の定着により、介護サービスにおける様々なニーズが高まってきています。

今後も介護サービスの需要を把握し、また、これまでの実績を考慮し、本市の実情にあったサービスが提供できるように努めていきます。また、適正な介護サービスが提供できるよう、市民・事業所への積極的な情報提供、事業者指導、介護給付の適正化等により、さらなる介護サービスの質の向上を目指していきます。

#### 取り組みの方向性

#### ① 市民参加の制度運営（担当課：保健福祉課）

各種組織・団体活動、その他の市民が集う場等を利用しながら、介護保険制度の意義や仕組み等についての説明を行い、制度への理解を得られるよう努めます。

また、介護保険運営協議会は広く市民から公募するとともに、運営協議会の意見を聞きながら事業の円滑な運営に努めます。

#### ② 情報の適切な提供（担当課：保健福祉課）

利用者が必要なサービスを選択できるよう、市報やホームページ等により介護サービスの適切な情報提供を行うとともに、研修等により職員の資質向上を図り、市や地域包括支援センターの相談体制を充実させます。

#### ③ 介護給付の適正化（担当課：保健福祉課）

不適正、不正な介護サービスが行われることが無いよう、要介護認定の適正化、ケアプランの点検等、各種チェック機能の強化を図り、介護保険事業の健全な運営を図ります。

#### ア 要介護認定調査の適正化

要介護認定調査は、市外の遠方を除き、市の調査員及び、一部を市内の介護保険事業者へ委託しています。

今後も、制度改正へ対応していくため、調査員研修に積極的に参加し、また、本市での自主的な研修を実施します。

## イ ケアプランの適正化

ケアプランチェックについては、平成 20 年 3 月から順次、市内各事業所を対象に毎月実施しており、利用者の自立支援に向けたプランが作成されているか点検し、各事業所のケアマネジャーに対し、個別に指導を行っています。ケアプランとは、利用者が抱える問題点やニーズを適切に把握し、利用者の要介護状態を維持又は改善するために、数種類の介護サービスの中から、どのサービスをどれぐらいの頻度で行うかという大切な計画です。

今後も、ケアプランの作成の適正化・平準化を図るため、ケアプランチェックを継続して実施します。

## ウ 福祉用具の購入及び住宅改修の点検

福祉用具の購入については、支給申請と同時にケアプランの提出を求め用具の必要性や利用者の身体状況に適したものであるか点検を行っています。

住宅改修については、事前に利用者の状況に対応した必要な改修となっているか、また、改修業者による価格設定が適切なものであるかを確認するため、住宅改修が必要な理由書や見積書等を提出してもらい事前審査を行っています。今後、設置された後の利用者宅を訪問し、身体状況に適し、自立支援に役立つ改修・購入となっているか点検を行い、適正化を図ります。

## エ 介護報酬請求の適正化

国民健康保険団体連合会から送られてくる医療給付と介護給付の給付情報及び縦覧点検結果情報を基に介護保険と医療保険の二重請求の確認や介護報酬の整合性を点検し、介護給付の適正化を図ります。

## オ 介護給付費適正化事業

介護（予防）給付について過剰なサービス、自立支援に繋がらないサービスの提供に対する調査、検証を行うとともに、地域の介護支援専門員の支援を目的に、保健福祉課職員、地域包括支援センター職員でケアプラン適正化指導検討会の場を設け介護給付の適正化を図ります。また、介護保険のサービス利用者に対し定期的に介護給付費通知を発送し、利用者自らの介護保険サービスの利用状況の確認、コスト意識の喚起及び不正請求の発見につなげます。

図表：介護給付費適正化事業の実績と見込み（地域支援事業分）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
通知回数	4 回	4 回	4 回	4 回	4 回	4 回
通知件数	3, 143 件	3, 332 件	3, 304 件	3, 260 件	3, 260 件	3, 260 件

#### ④ 介護サービス事業者への支援（担当課：保健福祉課）

介護サービス事業者を対象に介護保険サービス事業者連絡会を開催し、市からの情報提供をはじめ事業者間での意見交換等を行い、市全体のスキルアップを図ります。

また、平成20年度に発足した地域密着型サービス事業所連絡協議会へのサポートも積極的に行います。

そのほか、市内各介護保険サービス事業所のケアマネジャーを対象とした研修会を定期的に行い、職員の資質向上を図ります。

#### ⑤ 事業所指導の強化（担当課：保健福祉課）

平成18年4月施行の改正介護保険法により市町村の保険者機能が強化されました。今後も、市が指定・指導監督権を持つ地域密着型サービス事業所をはじめ、県が指定・指導監督権を持つ地域密着型サービス以外の事業所についても、県と連携し不適切な事業運営や高齢者への虐待が行われることが無いよう指導に努めます。

## (2) 地域に密着した介護サービス体制の確立

今後、各地域密着型サービス事業所が、地域との交流を深め、地域に根ざした開かれた介護サービス事業所としてサービスが提供できるよう、地域住民への周知・広報活動を積極的に行うとともに、地域密着型サービス事業所の指導監督によりサービスの質の向上を図ります。

### 取り組みの方向性

#### ① 地域密着型サービスの質の確保と向上（担当課：保健福祉課）

平成18年度の制度改正により地域密着型サービス事業所の指定及び指導監督権が市町村となり事業所への指導力が強化されました。

南北に長い本市において、地域間での格差がなく、身近な地域で介護サービスを受けられるよう、地域におけるサービスの拠点として施設の指導・育成を図ります。

#### ア 集団指導

市内の全地域密着型サービス事業所を対象に毎年、集団指導を実施し、制度改正等の周知をはじめ、高齢者虐待防止、感染症対策等、マニュアルに基づいた研修を実施しています。

今後も、本市の事業所におけるサービスの質の確保を図るため継続し実施していきます。



## イ 実地指導・監査

市内の地域密着型サービス事業所を対象に年次計画に基づき、個別に介護現場で実地指導を行っています。

今後もサービスの質の確保と向上、尊厳の保持、高齢者虐待防止法の趣旨、適正な報酬請求等について指導を強化するとともに、不正等については厳正な監査を実施します。

### (3) 介護サービスの質的向上と制度の円滑な運営

#### 取り組みの方向性

#### ① 介護給付・介護予防給付サービスの円滑な実施

介護保険サービスの円滑な提供を推進していくとともに、第1号被保険者の介護保険料が、高齢者にとって大きな負担とならないよう、また、できるだけ住み慣れた地域で自立できるよう、組織体制の見直しや事業者との連携を行い、介護サービスの充実を今後も推進していきます。

#### ② 地域密着型サービス事業の適正な運営

地域密着型サービスの質の確保、運営評価、地域密着型サービス事業の適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項について、関係者の意見を反映させ、知識の活用を図ります。

また、地域密着型サービス事業者の指定にあたっては、在宅での生活を継続できるようなケアマネジメントを基本に考えながら、要介護者状況や今後の推移、療養病床からの転換意向、施設配置状況、在宅サービスの提供等の状況を勘案し、計画目標を超えるサービスは抑制するなど、地域の実情を勘案した指定を行います。

#### (4) 低所得者への支援等負担軽減策の実施

介護保険制度では、すべての被保険者が保険料を負担し、サービスを利用する場合は、原則として費用の1割を負担することになります。本市では、低所得者等に配慮し、次の負担軽減策を講じます。

##### 取り組みの方向性

#### ① 高額介護サービス費

介護保険でサービスを利用された方の1か月の利用者負担額合計が一定の限度額を超えたときに、その超過分が介護保険から払い戻される制度です。限度額は所得によって区分されています。なお、施設における食費・居住費、福祉用具購入、住宅改修の自己負担は対象外となっています。

図表：所得区分ごとの負担上限額（1月あたり）

区 分		世帯の 限度額	個人の 限度額
生活保護の受給者の方等		15,000 円	15,000 円
世帯全員 が市民税 非課税で	高齢福祉年金受給者の方	24,600 円	15,000 円
	合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	24,600 円	15,000 円
	合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円を超える方	24,600 円	24,600 円
市民税課税世帯の方		37,200 円	37,200 円

#### ② 特定入所者介護サービス費

住民税非課税世帯の要介護者が介護保険3施設に入所したときやショートステイを利用した場合の居住費（滞在費）や食費は、申請によって認定された場合には所得に応じた一定額（負担限度額）となり、負担の軽減が図られます。

図表：居住費（滞在費）及び食費の所得区分ごとの負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階	居住費（滞在費）				食費
	ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型 個室※	多床室	
第1段階	820 円	490 円	490 円 (320 円)	0 円	300 円
第2段階	820 円	490 円	490 円 (420 円)	320 円	390 円
第3段階	1,310 円	1,310 円	1,310 円 (820 円)	320 円	650 円
第4段階					

※ 従来型個室の（ ）内は、介護老人福祉施設・短期入所生活介護の場合の負担限度額

### ③ 高額医療・高額介護合算制度

医療費が高額になった世帯に、介護保険の受給者がいる場合は、医療保険と介護保険の両方の自己負担額が合算できます。医療保険と介護保険それぞれの限度額を適用後、年間の自己負担額を合算して、次の表の限度額（年間）を超えたときは、その超えた分が支給されます。

図表：自己負担限度額（年間）

		75歳以上の方の世帯	70歳～74歳の方の世帯	70歳未満の方の世帯
加入している保険		後期高齢者医療制度 +介護保険	健康保険または 国民健康保険など +介護保険	健康保険または 国民健康保険など +介護保険
現役並み所得者（70歳以上） ・上位所得者（70歳未満）		67万円	67万円	126万円
一般		56万円	56万円	67万円
低所得者	II	31万円	31万円	34万円
	I	19万円	19万円	

**現役並み所得者（70歳以上）**

- 健康保険の場合：標準報酬月額（一定期間の報酬の平均額から定められるもの）が28万円以上など
- 国民健康保険・長寿医療制度の場合：課税所得145万円以上など

**上位所得者（70歳未満）**

- 健康保険の場合：標準報酬月額53万円以上
- 国民健康保険の場合：世帯全員の基礎控除後の所得の合計額が600万円を超える

**低所得者II（70歳以上）・低所得者（70歳未満）**

- 住民税非課税の世帯

**低所得者I（70歳以上）**

- 世帯全員が、住民税の課税対象となる各種所得の金額がない等の方（年金収入のみの方の場合は年金受給額80万円以下）

**一般**

- 上記のいずれにも該当しない

### ④ 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

この制度は、社会福祉法人等が介護保険サービスを利用する所得の低い方に対して、利用料の軽減を行うものです。平成17年10月より減額対象となる収入基準、資産基準及び減額割合が変更され、負担の軽減が行われています。

## 6 地域支援事業の費用の見込み

図表：地域支援事業の費用の見込み

(単位：円)

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
二次予防事業	16,637,000	17,199,000	17,199,000
二次予防事業の対象者把握事業	5,433,000	5,617,000	5,617,000
通所型介護予防事業	10,340,000	10,689,000	10,689,000
訪問型介護予防事業	864,000	893,000	893,000
二次予防事業評価事業	0	0	0
一次予防事業	3,139,000	3,245,000	3,245,000
介護予防普及啓発事業	337,000	348,000	348,000
地域介護予防活動支援事業	2,802,000	2,897,000	2,897,000
一次予防事業評価事業	0	0	0
介護予防事業費用額	19,776,000	20,444,000	20,444,000
介護予防ケアマネジメント業務	1,118,000	1,156,000	1,156,000
総合相談支援	800,000	800,000	800,000
権利擁護業務	3,674,000	3,798,000	3,798,000
包括的・継続的マネジメント支援業務	6,619,000	6,869,000	6,869,000
包括的支援事業費用額	12,211,000	12,623,000	12,623,000
介護給付等費用適正化事業	301,000	311,000	311,000
家族介護支援事業	37,000	38,000	38,000
その他の事業	15,075,000	15,584,000	15,584,000
任意事業費用額	15,413,000	15,933,000	15,933,000
地域支援事業費用額合計	47,400,000	49,000,000	49,000,000